

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書の見直し箇所

	項目名	頁	見直し前					見直し後
			章	節	項	目	細目	
1	業務範囲 本施設の運営業務 図	4	1	1	6	2	1)	※浸出水処理施設の運転補助業務 ※ <u>高区受水槽</u> ・低区受水槽の <u>日常点検等</u>
2	処理能力 計画ごみ質 ごみの種類 表	18	1	2	5	2	(1)	あらごみの搬入条件項目： <u>袋入り、バラ(木製家具、剪定枝等)</u>
3	主要設備方式 あらごみ	19	1	2	6	1	3)	①受入ヤード内で破袋を行った後、金属類・自転車、電気製品、処理不適物(リチウムイオン電池を含む)を選別する。金属類、自転車、電気製品…
4	主要設備方式 あらごみ	19	1	2	6	1	3)	②選別した金属類・自転車、電気製品は、一時保管後、場外に搬出する。ヤード棟での一時保管も可とする。
5	主要設備方式 あらごみ	19	1	2	6	1	3)	④上記を選別した後の木くず・缶類などは一時保管後、場外に搬出する。ヤード棟での一時保管も可とする。
6	主要設備方式 あらごみ	19	1	2	6	1	3)	⑥金属類・自転車、電気製品の保管に使用するコンテナは市が委託する業者が準備する。
7	主要設備方式 ペットボトル	19	1	2	6	2	5)	③キャップ・ラベルをはがすことを考慮する。 ④梱包品はパレットに載せて引き渡すことを考慮する。 ⑤パレットは市が委託する業者が準備する。
8	主要設備方式 古紙	20	1	2	6	5		3)ダンボールは、搬出時にパッカー車に積み替えることを考慮する(4tパッカー車2台分のスペースを確保)。
9	送風機	59	2	8	4			1)吸気スクリーンを設ける。
10	送風機	59	2	8	4			2) 風量、風圧には余裕のある計画とする。また、軸受部に温度計を設け、ケーシングにドレン抜きを設ける。
11	計量機(メタン発酵施設及びリサイクル施設と兼用)	61	3	1	1	1		(5) キャッシュレス決済の方法は対面方式も可とするが、詳細は実施設計時に協議し決定する。
12	投入扉	65	3	1	3		5)	(9) ごみピット内のごみ積み上げ時においても扉の破損・変形が生じないよう強度・構造とする。
13	助燃バーナ	78	3	2	6	3	3)	(4) 操作方式 ① 着火(電気) 自動、遠隔・現場手動
14	再燃バーナ(必要に応じて設置)	78	3	2	6	4	3)	(4) 操作方式 ① 着火(電気) 自動、遠隔・現場手動
15	所用水量 生活用水	130	3	9	2	1		3) 直搬埋立ごみ持ち込みエリア、プラスチック類ストックヤード、作業員休憩所: 1m ³ /日未満
16	所用水量 プラント用水	131	3	9	2	2		2) 浸出水処理施設: 5m ³ /日程度、20m ³ /日程度(いずれも最大)

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書の見直し箇所

	項目名	頁	見直し前					見直し後	
			章	節	項	目	細目		
17	計装機器 ITV装置 カメラ設置場所	157	3	12	3	4	2	表内：記号 L 行の設置場所 灰ピット・飛灰処理物ピット(またはバンカ)	灰ピット・飛灰処理物ピット
18	計装機器 ITV装置 カメラ設置場所	158	3	12	3	4	2	表下部：注釈 注7) A～E、Mのカメラは、ナンバープレートを確認できる解像度とする。	注7) A～E、Mのカメラは、ナンバープレートを確認できる解像度とする。 <u>注8) Lのカメラは、バンカ方式の場合は非設置とする。</u>
19	計装機器 ITV装置 モニタ設置場所	158	3	12	3	4	3	表内：設置場所 管理事務室行の台数 1	1(必要に応じて)
20	可燃ごみ供給装置(必要に応じて設置)	179	4	1	7		5)	(4) 装置内または本装置前後の機器等から臭気を補集し、脱臭する。	(4) 装置内または本装置前後の機器等から臭気を補集し、脱臭する等の臭気対策を講じる。臭気を ごみ <u>ピットに排気する場合は、ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。</u>
21	可燃ごみ破碎装置	180	4	2	1		5)	(4) 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。	(4) 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を <u>ごみピットに排気する場合は、ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。</u>
22	破碎可燃ごみ搬送装置 (必要に応じて設置)	181	4	2	2		5)	(4) 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。	(4) 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を <u>ごみピットに排気する場合は、ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。</u>
23	可燃ごみ選別装置	182	4	2	3		5)	(6) 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。	(6) 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を <u>ごみピットに排気する場合は、ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。</u>
24	メタン発酵対象ごみ搬送装置 (必要に応じて設置)	183	4	2	5		5)	(4) 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。	(4) 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を <u>ごみピットに排気する場合は、ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。</u>
25	選別残渣搬送装置(必要に応じて設置)	184	4	2	6		5)	(4) 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。	(4) 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を <u>ごみピットに排気する場合は、ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。</u>
26	メタン発酵対象ごみ貯留装置 (必要に応じて設置)	184	4	2	7		5)	(2) 内：④ 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。	④ 装置内から臭気を補集し脱臭する等の臭気対策を講じる。装置内からの臭気を <u>ごみピットに排気する場合は、ごみピット内の負圧管理に影響がないよう計画する。</u>
27	受入ヤード	213	5	1	3		6)	(10) 内：① 受入ヤード内で破袋を行った後、金属類、自転車、電気製品、処理不適物(リチウムイオン電池を含む)等を選別することを考慮する。	① 受入ヤード内で破袋を行った後、金属類・自転車、電気製品、処理不適物(リチウムイオン電池を含む)等を選別することを考慮する。
28	受入ヤード	213	5	1	3		6)	(10) 内：② 選別した金属類、自転車、電気製品は一時保管後、場外に搬出することを考慮する。ヤード棟での一時保管も可とする。	② 選別した金属類・自転車、電気製品は一時保管後、場外に搬出することを考慮する。 <u>金属類・自転車はまとめて保管する。</u> ヤード棟での一時保管も可とする。
29	一時保管ヤード	213	5	1	5		6)	(1) 金属類、自転車、電気製品及び処理不適物を選別した後の木くず・缶類などの一時保管を行う。	(1) 金属類・自転車、電気製品及び処理不適物を選別した後の木くず・缶類などの一時保管を行う。 <u>金属類・自転車はまとめて保管する。</u>

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書の見直し箇所

	項目名	頁	見直し前					見直し後
			章	節	項	目	細目	
30	ペットボトル圧縮梱包機	216	5	2	4		5)	(3) 荷くずれが起きないものとする。 (4) ペットボトル圧縮梱包機の周辺に、圧縮梱包品の一時保管スペースを設ける。
31	全体計画 工場棟建築計画 可燃ごみ処理施設・ リサイクル施設共通 運転員関係諸室	228	6	2	1	2	3	(1) 表内: 室名 運転員事務室 管理事務室
32	全体計画 工場棟建築計画 可燃ごみ処理施設・ リサイクル施設共通 運転員関係諸室	229	6	2	1	2	3	(1) 表内: 室名 仮眠室 仮眠室(必要に応じて設置)
33	全体計画 その他付属棟計画 ヤード棟	233	6	2	1	4	2	12)の(7)内:①ダンボールは、搬出時にパッカー車に積み替えることを考慮する(4tパッカー車2台分のスペースを確保)。 ①ダンボールは、搬出時にパッカー車に積み替えることを考慮する(コンテナ設置スペースを含めて4tパッカー車2台分のスペースを確保)。
34	既設管理棟の改修工事	254	6	6	2			2) 1階の大会議室は、研修室(研修・展示機能)として再整備する。 2) 1階の大会議室は、研修室(研修・展示機能)として再整備する(内装・照明・換気・空調・カーテン更新等)。
35	既設管理棟の改修工事	254	6	6	2			3) トイレ等の給排水設備(土間下配管は除く)及び1階事務室・大会議室・2階中会議室・食堂・和室・男子ロッカー室の空調設備を更新する。 3) トイレ等の給排水設備・衛生設備(土間下配管は除く)及び1階事務室・大会議室・2階中会議室・休憩室・和室・男子ロッカー室の空調設備を更新する。
36	既設管理棟の改修工事	254	6	6	2		4)	(3) 分析室と倉庫のエアコンは更新不要、小会議室・女子ロッカー室・休憩室のエアコンは更新済みだが、既存のエアコン(更新済みの部屋は使用していないエアコン)の吹き出し口を閉塞する。 (3) 分析室と倉庫のエアコンは更新不要、小会議室・女子ロッカー室・休憩室・女子ロッカー室のエアコンは更新済みだが、既存のエアコン(更新済みの部屋は使用していないエアコン)の吹き出し口を閉塞する。
37	既設管理棟の改修工事	254	6	6	2			6) 給湯室設備の更新対象は、1階・2階湯沸室とする。 7) 1階大会議室の照明をLEDに交換する。 8) 排煙トップライト及び2階会議室(小)で雨漏りが発生しているため、必要な改修を行う。 9) 1階の会議室は、台風等の強い横なぐりの雨の際に外壁から雨漏りが発生しているため、必要な改修工事を行う。 10) 改修内容は【添付資料26】も参照する。 6) 給湯室設備(換気設備・照明設備を含む)の更新対象は、1階・2階湯沸室とする。 7) 既設の冷温水配管の撤去に伴い、浴室等への給湯設備設置を行う。 8) トイレ、1階廊下、階段及び玄関・玄関ホールの床更新・クロス張替え・天井更新・換気設備・照明設備更新を行う。 9) 風除室の床更新(外部ポーチ部を含む)・天井更新・照明設備更新(外部ポーチ部を含む)を行う。 10) 上記のほか、改修工事を行う部屋等の換気設備・照明設備の更新を行う。 11) 排煙トップライト及び2階会議室(小)で雨漏りが発生しているため、必要な改修を行う。 12) 1階の会議室は、台風等の強い横なぐりの雨の際に外壁から雨漏りが発生しているため、必要な改修工事を行う。 13) 改修内容は【添付資料26】も参照する。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書の見直し箇所

	項目名	頁	見直し前					見直し後
			章	節	項	目	細目	
38	受付時間	263	7	3	4			2) 搬入日は、市ホームページで公表している収集カレンダーを確認する。 3) 特別収集について、想定搬入台数は、5月の水路清掃が50台程度、7月の一斉清掃が320台程度である。 4) 7月の一斉清掃における作業員の配置は、計量棟及び受入作業員(若干名)を想定する。 2) 搬入日は、市ホームページで公表している収集カレンダーを確認する。 3) <u>収集(許可)の搬入日等のうち、土曜日の搬入ごみは可燃ごみのみである。</u> 4) <u>特別収集について、</u>想定搬入台数は、5月の水路清掃が50台程度、7月の一斉清掃が320台程度である。 5) <u>7月の一斉清掃(年1回)の搬入ごみは、可燃ごみである。</u> 6) 7月の一斉清掃における作業員の配置は、計量棟及び受入作業員(若干名)を想定する。
39	搬入管理	264	7	4	2			7) 運営事業者は、プラットホーム内での搬入検査を月1回程度… 7) 運営事業者は、プラットホーム内での搬入<u>展開</u>検査を月1回程度…
40	適正処理	265	7	4	4			2) 運営事業者は、あらごみを受入ヤードで受け入れ、破袋を行った後、金属類、自転車、電気製品、処理不適物(リチウムイオン電池を含む)、その他(木くず、缶類など)に選別し、一時保管する。 2) 運営事業者は、あらごみを受入ヤードで受け入れ、破袋を行った後、金属類、自転車、電気製品、処理不適物(リチウムイオン電池を含む)、その他(木くず、缶類など)に選別し、一時保管する。 金属類・自転車は<u>まとめて保管する。なお、その他(木くず、缶類など)の選別方法は見直す可能性があるが、詳細は協議により決定する。</u>
41	適正処理	266	7	4	4			4) 運営事業者は、選別した金属類、自転車、電気製品及びその他(木くず、缶類など)を搬出車両に積み込む。 4) 運営事業者は、選別した金属類・自転車、電気製品及びその他(木くず、缶類など)を搬出車両に積み込む。
42	廃棄物等の場内移送	266	7	4	6			2) 運営事業者は、処理不適物のうち、焼却するものは焼却処理、埋立するものは市の最終処分場まで運搬する。 2) 運営事業者は、処理不適物のうち、焼却するものは焼却処理、埋立するものは市の最終処分場まで運搬する。 3) <u>埋立ごみに含まれる羽毛布団・タオルケットの焼却施設への移送は市が行う。移送には市イルロードを</u>
43	搬出物の保管及び積み込み	266	7	4	7			6) 運営事業者は、搬出物の積み込みに必要な重機類等を準備する。 6) 運営事業者は、搬出物の積み込みに必要な重機類等を準備する。 7) <u>あらごみの選別方法は見直す可能性があるが、詳細は協議により決定する。</u>
44	点検・検査計画の作成	268	7	5	3			1) 運営事業者は、点検及び検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように、点検・検査計画を作成する(市が使用する小動物冷凍庫、浸出水処理施設等は対象外)。 1) 運営事業者は、点検及び検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように、点検・検査計画を作成する(市が使用する小動物冷凍庫、浸出水処理施設の<u>監視装置</u>等は対象外)。
45	見学者対応	276	7	8	9			(1) 表内: 受付行の行政視察 市・運営事業者 市
46	第二期埋立処分場浸出水処理施設の運転補助	277	7	8	13			1) 第二期埋立処分場浸出水処理施設の運転補助業務では、運転操作、監視、軽微な点検整備・補修、記録、水質分析、非常警報装置対応並びにその他運転管理に関する業務等、浸出水処理施設にかかる適正管理を行う(【添付資料30】参照)。 1) 第二期埋立処分場浸出水処理施設の運転補助業務では、運転操作、監視、軽微な点検整備・補修、記録、水質分析、非常警報装置対応並びにその他運転管理に関する業務等、浸出水処理施設にかかる適正管理を行う。
47	添付資料26							※1階・2階の工事内容を修正
48	添付資料27							※高区受水槽の業務分担及び表下部の注釈(※2)の内容を修正